

日本防災士会千葉県北部支部会則

設 立 日：平成21年4月21日

最終改正：平成28年8月21日

(名称)

第1条 本会は「日本防災士会千葉県北部支部」(以下「本会」という。)と称する。

(構成)

第2条 本会は、特定非営利活動法人日本防災士会定款第38条に基づく同会の支部であり、会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員：本会の趣旨に賛同し入会した防災士、または防災士と同等の知識、技能を有する個人
- (2) 賛助会員：本会の事業を賛助するために入会した個人または団体
- 2 正会員に総会議決権を付与する。
- 3 本会の活動範囲は原則として千葉県とする。ただし、県外での活動を妨げるものではない。
- 4 会員の範囲は原則として千葉県に在住又は在勤する者とする。

(目的)

第3条 本会は、「自助」、「共助」の原則のもと、平時は会員としての防災および減災(以下「防減災」という。)に関する技術研鑽並びに一般市民を対象に防減災啓発活動や地域防減災力の向上を図り、災害時には救援活動を行うことによって、安全で安心な社会の実現に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員の防減災に関する知識向上および技術研鑽に関すること。
- (2) 地域への防減災意識の普及、啓発に関すること。
- (3) 地域防減災力の向上に関すること。
- (4) 災害時救援に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動。

(事務所)

第5条 本会の事務所を、事務局長宅におく。

(役員等)

第6条 本会に次の役員をおき、もって役員会を構成する。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 幹事 若干名

2 本会に監査委員2名をおく。

監査委員は、本会の関わる金銭出納関係及び事業全般の監査を行い、総会に報告する。なお、すべての会議に出席できるものとする。

3 本会に顧問をおくことができる。

4 役員及び監査委員の任期は2年間とし、3年目の定期総会終了時までとする。(欠員により補充した役員の任期は前任者の残任期間とする。)

5 支部長は、本会を代表して会務を総括する。

6 副支部長は、支部長を補佐し支部長不在の場合はその職務を代行する。

7 事務局長は、会務全般の事務を執行する。

8 会計は、本会に関わる金銭の出納を執行する。

9 幹事は、本会の事業全般の運営について補佐する。

(会議)

第7条 本会に次の会議をおく。

1 定期総会および臨時総会

2 役員会

(総会)

第8条 本会は、年に1回、定期総会を開催し次の事項を議決する。

- (1) 役員および監査委員の選任に関する事項
- (2) 予算
- (3) 事業計画の決定
- (4) 会則の改正に関する事項
- (5) 決算の承認
- (6) その他の事項

2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により、召集の請求があったとき。

- 3 総会開催については、開催日の7日前までに正会員に通知を行わなければならない。
- 4 総会は正会員の2分の1以上の出席(委任状によるものを含む)をもって成立する。
- 5 総会の議決は出席した正会員の過半数(委任状によるものを含む)の賛成をもって決する。

(役員会)

第9条 役員会の議決は役員総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は支部長の決するところによる。

- 2 役員会は次の事項について議決する。
 - (1) 総会で議決した事項の執行に関する事
 - (2) 総会に付議すべき事項に関する事
 - (3) 顧問の選任に関する事
 - (4) その他総会の議決を要しない業務執行に関する事

(会費等)

第10条 会員は、本会の運営に必要な経費として年会費を納入するものとする。なお、年会費の納入は、全額一時払いとする。

- 2 正会員の年会費は2,000円とする。
- 3 賛助会員の年会費は10,000円とする。

(会計)

第11条 本会の経費は、会費、寄付金等をもってこれにあてる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(施行)

第12条 この会則は、平成21年4月18日から実施する。

(付則)

- この会の設立当初の会計年度は第11条の規定に関わらず、平成21年4月18日から平成22年3月末日までの期間とする。
- 2 第8条1項(4)の規定に関わらず、平成22年度定期総会開催までの期間における本会則の改正は、役員会の議事により改正することができる。但し、本会則を改正した場合は直近総会において会則改正報告を行うものとする。
 - 3 前項にもとづく平成21年度での会則改正は、平成22年度定期総会(平成22年4月24日開催)で改正報告された。

- 4 平成24年度定期総会(平成24年4月22日開催)で、会則を改正し、同日施行する。
- 5 平成27年度定期総会(平成27年4月19日開催)で、会則を改正し、同日施行する。
- 6 平成28年度臨時総会(平成28年8月21日開催)で、会則を改正し、同日施行する。